

図書館利用規則

第1章 総則

(利用者)

第1条 本学教職員、本科生および専攻科生（以下学生という）、ならびに図書・紀要委員長が許可した学外者（以下学外者とする）は、図書館を利用することができる。

(利用の種類)

2 図書館の利用は次の4種とする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出
- (3) 研究室貸出
- (4) 専攻科室貸出

(開館・閉館)

第2条 図書館は次の通り開館する。

- (1) 平日 午前9時から午後6時30分まで
- (2) 土曜日 午前9時30分から午後4時まで

ただし、開閉の時刻は場合により伸縮することがある。

(休館)

第3条 休館日は、学則第30条に規定する休業日とする。

(臨時休館)

2 前項に規定する以外の臨時休館日は、図書・紀要委員長が定め、その都度これを掲示する。

第2章 館内閲覧

(入館)

第4条 入館者は、所定の手続きを経て入館するものとする。ただし、携帯品は筆記用具その他所要の身のまわり品に限る。

(館内の守則)

第5条 閲覧者は、次の条項を厳守しなければならない。

- (1) 図書館資料(以下資料という)は閲覧室において閲覧し、開館時間内に返却すること。
- (2) 資料は手続きを経ず、館外に帯出しないこと。
- (3) 閲覧室では喫煙・飲食・音読・談話等閲覧者の迷惑となる行為をしないこと。

第3章 館外貸出

(貸出期間・冊数)

第6条 本学教職員、学生および図書・紀要委員長が許可した者は、資料の館外貸出を受けることができる。その期間および冊数は、次の通りとする。

- (1) 教職員2か月20冊以内
- (2) 学生2週間10冊以内
- (3) 学外者については別途指定する

ただし、本学の長期休暇期間には、館外貸出・冊数を変更することがある。

(貸出手続)

第7条 資料の貸出を受けるには、所定の手続きを経なければならない。

(帯出禁止図書)

第8条 次の資料は館外貸出をしない。

- (1) 参考図書

(2) 貴重図書・寄託図書

(3) その他特に指定するもの

第4章 罰則

(弁償)

第9条 資料に対し、紛失・汚損・毀損を加えた者に対しては、図書・紀要委員長はこれを弁償させることができる。

(利用停止)

第10条 期間内に資料を還付しないものには督促をする。督促を受けても資料を還付しない者には、図書館の利用を停止することができる。

(退館・利用停止)

第11条 その他本規則に従わず館内秩序を乱した者については、直ちに退館を命じ、あるいは図書館の利用を停止することができる。

附則

この規程は、昭和57年7月5日から施行する。

附則

この規程は、昭和63年10月6日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年11月16日から施行する。

附則

この規程は、平成19年1月18日から施行する。